

就学援助制度のご案内

一関市教育委員会

一関市では、お子さんが小中学校に就学するにあたり、経済的な理由でお困りの保護者に対して学用品費や給食費など就学上必要な経費の一部を援助しています。

○ 就学援助の対象となる方

- (1) 生活保護を受けている方
- (2) 生活保護の停止又は廃止を受けた方
- (3) 世帯員全員が市民税の減免を受けている又は非課税である方
- (4) 国民健康保険税の減免又は徴収の猶予を受けている方
- (5) 児童扶養手当を全額受給している方
- (6) その他経済的理由で就学が困難である方

■収入基準額モデル（参考）

世帯人数	世帯構成の例	世帯収入基準額 (持ち家の場合)	世帯収入基準額 (家賃2万円の場合)
2人世帯	父または母・小学生1人	210万円	245万円
3人世帯	父・母・小学生1人	250万円	280万円
4人世帯	父・母・小学生1人・中学生1人	285万円	315万円
5人世帯	父・母・小学生2人・中学生1人	325万円	355万円
6人世帯	父・母・祖父・祖母・小学生2人	340万円	370万円
6人世帯	父・母・祖父・小学生2人・中学生1人	360万円	390万円

上記は参考例です。世帯構成・家族の年齢・家賃・社会保険料等により基準が大きく変わりますので、あくまで目安とし、基準に該当するかどうか迷う場合は申請していただくことをおすすめします。

○ 申請について

申請を希望する場合は、申請書類をお子さんが在籍している学校へ提出してください。

【申請書類】申請書類は学校・教育委員会学校教育課（市役所本庁5階）・各支所地域振興課で配布しています。また、一関市のホームページからダウンロードすることもできます。

- (1) 就学援助費受給申請書（様式第1号）
- (2) 個人番号提供書兼地方税関係情報取得同意書及びその添付書類 ※初めて申請する方
- (3) 振込口座の通帳の写し
- (4) 添付書類 ※申請理由により異なりますので、詳細は申請書をご確認ください。

○援助の内容

※令和4年度の支給額です。

※4月以降に申請した場合、申請月の翌月分から月割での支給になります。

費 目	金 額 (年 額)		支給時期	
	小学校	中学校		
学用品費	11,630 円	22,730 円	8月・12月・3月	
新入学児童生徒学用品費 ※途中認定を除く	54,060 円	60,000 円	3月 (入学前) または 6月	
通学用品費 ※新入学児童生徒学用品費 支給対象者を除く	2,270 円	2,270 円	8月・12月・3月	
修学旅行費	保護者負担分(補助対象分)		随時	
校外活動費			8月・12月・3月	
宿泊を伴うもの	限度額 3,690 円	限度額 6,210 円		
宿泊を伴わないもの	限度額 1,600 円	限度額 2,310 円		
学校給食費	保護者負担分			
PTA 会費	限度額 3,450 円	限度額 4,260 円		
生徒会費	4,650 円	5,550 円		
クラブ活動費	限度額 2,760 円	30,150 円		
オンライン学習通信費	14,000 円	14,000 円		
卒業アルバム代	限度額 11,000 円	限度額 8,800 円		2月
医療費	※以下の疾病に対し保護者負担分を支給 【対象疾病】トラコーマ、結膜炎、白癬、疥癬、膿痂疹、 中耳炎、慢性副鼻腔炎、アデノイド、う歯、寄生虫病			

※生活保護を受けている方は、「修学旅行費」及び「医療費」のみ対象です。

○その他

審査は前年中の収入をもとに行っております。申請時点において失業・転職・新型コロナウイルス感染症の影響等により経済的に困りの方は事情をお伺いのうえ審査を行いますので、お子さんが通われている学校（小中学校にきょうだいがいる場合は小学校）へご相談ください。

<お問い合わせ先>

お子さんの通学している各小中学校

または一関市教育委員会 学校教育課（電話 21-8832）